苦情相談に関するよくある質問

Ｑ１　誰でも相談することができますか。

人事委員会への相談は、一般職の非現業職員（一般行政職員、教育公務員、警察職員）を対象とし、臨時的任用職員、非常勤職員や再任用職員も含まれます。

特別職の職員（非常勤嘱託員等）、単純労務職員、公営企業職員（病院局・企業局）は、制度の対象外となります。

離職した職員は、離職・再任用に関する相談に限り、利用することができます。

なお、苦情相談は、職員個人の悩み事や不満の相談に応じるという性格から、職員本人からの相談を原則としており、家族・代理人などによる相談には応じていません。

Ｑ２　県費負担教職員でも相談することができますか。

県費負担教職員（市町村立小中学校等の教職員）については、任免に関する相談は対象となりますが、服務や各種ハラスメントに関する相談など市町村の権限に属する事項は、市町村公平委員会が相談窓口となっております。

Ｑ３　どのような相談に応じてもらえるのですか。

いじめ、各種ハラスメント、その他勤務条件に関する悩み事など職務や職場環境に伴うこと全般について、相談に応じています。

なお、次の項目については、人事委員会の苦情相談では対応できません。

- 不正の告発、密告
- 審査請求、措置要求を行っているもの
- 職員の個人的な悩み事（結婚や家族の問題等）

Ｑ４　相談した苦情は、どのような方法で解決されるのですか。

相談者が抱えている悩み事等の相談に対し、人事委員会の職員相談員が制度の説明や助言を行います。場合によっては、相談者の了解のもとに、相談者の所属する部署に対して照会又は事実関係等に関する調査を行い、当事者に対する指導、斡旋その他の必要な措置を行うなどして、適切な解決に努めます。

Ｑ５　相談したことについて、秘密は守られるのですか。

職員相談員は、相談内容はもちろん、誰から相談を受けたかということまで全て秘密を厳守します。相談者の所属する部署に照会や相談内容を伝えるときは、必ず相談者の了解をとりますので、安心して相談してください。

Ｑ６　相談したことによって、職場で不利益な扱いを受けませんか。

職員が苦情相談を行ったことによって、職場において不利益な取扱いを受けることがないよう、人事委員会規則で任命権者に配慮義務を課しています。